

## 令和7年度山形県若者がん患者の在宅ターミナルケア支援事業実施要綱

### (目的)

**第1条** 本事業は、若者がん患者が医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと診断されたときに、住み慣れた自宅で安心して自分らしい生活を送ることができるよう、在宅生活で必要となる介護サービスに要する費用の一部を予算の範囲内で助成し、若者がん患者及びその家族等の経済的負担の軽減並びに生活の質の向上を図ることを目的とする。

### (実施主体)

**第2条** 事業の実施主体は、山形県とする。

### (助成対象者)

**第3条** この事業の助成対象者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 山形県内に住所を有する者であること
- (2) 次条第1項に掲げる助成対象のサービスを利用する日において、18歳以上40歳未満であること（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の2の規定による小児慢性特定疾病医療費支援や小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業を受けていない者に限る）
- (3) 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したがん患者であること
- (4) 本事業以外の制度によっては、本事業と同等の助成又は給付を受けることができないこと

### (助成対象のサービス)

**第4条** この事業の対象となる助成内容は、次に掲げる介護サービス（以下「助成対象サービス」という。）とし、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条に準ずる。

- (1) 訪問介護
- (2) 訪問入浴介護
- (3) 福祉用具貸与
- (4) 福祉用具購入

**2** 前項第3号及び第4号については、別表に掲げる種類の福祉用具を助成の対象とする。

#### (助成金の額)

**第5条** 助成金の額は、利用月ごとに助成対象サービスの利用料（複数のサービスを利用した場合はその合計額）と82,000円のいずれか低い額を選定し、その額に100分の90を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）の合計とする。

#### (助成の申請)

**第6条** 助成を受けようとする者は、事業利用申請書（様式第1-1号）に次に掲げる書類を添付して知事に提出するものとする。

- (1) 医師による意見書（様式第1-2号）又は第3条第3号に該当することが確認できる書類
- (2) 助成対象者の住所及び生年月日が確認できる書類（住民票の場合は、個人番号の記載のないもので、発行から3か月以内のもの。）
- (3) その他知事が必要と認める書類

#### (医師の意見の聴取)

**第7条** 知事は、病状の確認その他必要と認める場合には、医師に意見を求めることができるものとする。

#### (助成の決定及び通知)

**第8条** 知事は、第6条の申請があったときは、支援の可否を決定し、助成決定通知書（様式第2-1号）により申請者に通知する。

2 前項の審査の結果、申請内容が適正と認められないときは、その理由を付した助成不承認通知書（様式第2-2号）により申請者に通知する。

#### (変更又は廃止の申請)

**第9条** 申請者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、変更（廃止）申請書（様式第3号）を速やかに知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名、住所等の申請内容に変更が生じたとき
- (2) 本事業による助成を受ける必要がなくなったとき

#### (変更又は廃止の可否の決定)

**第10条** 知事は、前条の変更（廃止）申請書の提出があったときは、変更又は廃止の可否を決定し、変更承認通知書（様式第4-1号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の審査の結果、申請内容が適正と認められないときは、その理由を付した変更不承認通知書（様式第4-2号）により申請者に通知する。

#### （利用の中止又は取消し）

**第11条** 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、助成を中止し、又は取り消すことができる。

(1) 疾病の状況の変化等により支援事業を継続することが困難であると認められたとき

(2) 申請者の申請内容に虚偽がある等、知事が助成を継続することが適当でないことを認められたとき

2 知事は前項の規定による中止又は取消しをしたときは、中止（取消）通知書（様式第5号）により申請者に通知する。

#### （サービスの利用）

**第12条** 申請者は、助成対象サービスを利用するにあたっては、当該サービスを提供する事業者（以下「サービス提供事業者」という。）に自ら依頼のうえ、当該サービスの提供を受けるものとする。

2 前項のサービス提供事業者は、介護保険法に基づき山形県知事又は山形市長が指定した事業者とする。

#### （助成金の請求）

**第13条** 申請者は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して知事に提出するものとする。

(1) 利用した助成対象サービスの領収書の写し

(2) サービス提供事業者及び利用内容が記載された明細書等の写し

(3) 助成金の振込を希望する金融機関の通帳等（カナ名義及び口座番号がわかるもの）の写し

(4) その他知事が必要と認める書類

2 前項の請求は助成対象サービスを利用した日の属する年度内に行うものとする。

#### （助成金の交付）

**第14条** 知事は、前条第1項の請求があった場合は、内容を審査のうえ、適当と認められたときは、助成金を交付するものとする。

**(助成金の返還)**

**第15条** 知事は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者があると認めるときは、当該交付を受けた者に対して、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

**(その他)**

**第16条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

**附 則**

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

福祉用具貸与の種類

1	車いす
2	車いす付属品
3	特殊寝台
4	特殊寝台付属品
5	床ずれ防止用具
6	体位変換器
7	手すり（取付けに工事を伴わないもの）
8	スロープ（取付けに工事を伴わないもの）
9	歩行器
10	歩行補助つえ
11	移動用リフト（つり具の部分を除く）
12	自動排泄処理装置

福祉用具購入の種類

1	腰掛便座
2	自動排泄処理装置の交換可能部品
3	排泄予測支援機器
4	入浴補助用具
5	簡易浴槽
6	移動用リフトのつり具の部分

※平成12年1月31日付け老企第34号（最終改定：令和4年3月31日付け老高発0331第2号）厚生省老人保健福祉局企画課長通知「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」により示された基準に準ずる。